

## 【再掲】第57回樺祭 臨時営業者の出店行事及び取扱い食品

### <取扱い食品>

以下の要件を全て満たし、且つ下図に掲げる食品に準ずる食品一品目を販売可とする。

※飲食店営業(臨時)は、喫茶類一品目(ところてん及びカキ氷を除く)又は酒類一品目と、他の一品目とを併せて提供することができる。

- |                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 生もの(さしみ、すし等)、生クリームを取扱わない。                                      |
| (2) 原材料の細切れ等の仕込み行為はその場で行わない。                                       |
| (3) カキ氷には飲用水を使用し、削氷を行う際には、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けには衛生的な器具を用いる。 |
| (4) その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取扱わない。                          |
| (5) ところてん、カキ氷、清涼飲料水及び、酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取扱わない。            |
| (6) 歩き売りは保健所により禁止されている。                                            |

1. 飲食店営業の取扱食品		2. 菓子類における取扱食品	
分類	食品	分類	食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁	焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼餅
焼物類	焼き鳥、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼き餃子、焼き魚	揚菓子類	ドーナッツ、大学芋
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス	団子類	草団子、焼き団子
茹で物 蒸し物	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ	饅頭類	焼き饅頭、蒸し饅頭
麺類	焼きそば、即席カップ麺	アメ菓子類	べっ甲あめ、果実あめ、カルメ焼
揚げ物類	串カツ、フライドチキン、フライドポテト	その他	果実チョコ(果実にチョコレートを絡めたもの・チョコバナナ)
喫茶類	ところてん、カキ氷、清涼飲料水、甘酒、汁粉、コーヒー、紅茶	<注意> 餅つきは禁止されています。	
ドッグ類	ホットドッグ、ハンバーガー		
酒類	ビール、発泡酒、その他ビールテイスト飲料		

<保健所資料参照>

\* 参加団体の方から直接保健所へ問い合わせるのはご遠慮下さい。

\* ご不明な点がございましたら樺祭本部管理局までお問い合わせ下さい。